

出席停止になる感染症について

下記の「**学校感染症**」で学校を休む必要があると診断された場合は、**出席停止**となりますので、十分に療養してください。出席停止の措置は、感染症の蔓延を予防し、療養に専念して子どもたちが健康な状態で教育を受けるためのものです。子どもはまだ体の抵抗力ができあがっておらず、簡単に感染症が広がってしまいます。学校は集団の場ですので、御理解と御協力をお願いします。出席停止の期間は欠席扱いとなりませんので、医師の指示に従って必要と認められた期間は療養に努めてください。

現在、**新型コロナウイルス感染症の対策**として、お子さんや同居の方に一般的な風邪で見られる**症状(のどの痛み、鼻汁、頭痛、発熱、倦怠感、寒気、腹痛、嘔吐など)**が一つでもある場合は、**症状が軽い場合でも出席停止**となりますので、**登校できません。**

※今後、新型コロナウイルスの対応について変更がありましたら随時お知らせいたします。

	病名	出席停止期間	備考
第二種の感染症	インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(発症した日を0日と数える)	全身状態の改善が必要
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	全身状態の改善が必要
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	発疹が痂皮化するまで	四肢末端(手のひら、足の裏)まで痂皮化しなくてよい
「アデノウイルス感染症」は咽頭結膜熱の罹患の疑いがあるため、医師が感染のおそれがないと認めるまで出席停止となります。プールは発病後2週間禁止です。			
第三種の感染症	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	プールは発病後2週間禁止
	結核	感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
(札幌市)その他の感染症	溶連菌感染症	抗生剤投与後1~3日後まで(主要症状が消失するまで)	抗生剤投与が必要
	手足口病	全身状態が悪い期間(全身状態がよければ登校可)	
	ヘルパンギーナ		

※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

なお、同一疾患でも個々の症状により、出席停止期間に違いがある。また、重篤な合併症(脳炎、肺炎など)の予防のため、10日くらいは過激な運動(登山、水泳等)は避ける。